

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業理念や経営の基本方針に沿って、様々なステークホルダーに配慮しながら中長期的に企業価値を向上させるための施策の一つと考えております。工作機械産業は業績の変動が極めて大きいことを踏まえ、効果的かつ効率的なコーポレート・ガバナンスの構築を目指します。

【ガバナンス基本方針】

- 1) 株主の権利及び平等性が確保されるよう適切な対応を行うとともに、その権利行使が適切に行えるよう環境の整備に努めます。
- 2) 中長期的な企業価値の向上に貢献する、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 3) 利用者にとって正確でわかりやすい財務情報及び非財務情報を提供できるよう、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役会の役割と責務を適切に果たすように努めます。
- 5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4-2-1 中長期的なインセンティブ報酬

当社の取締役報酬額は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。報酬の内容は各取締役の職責に応じた固定報酬と、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬で構成しており、賞与はありません。業績の変動が激しい特性から、中長期的なインセンティブによる報酬は必ずしも経営陣のパフォーマンスに直結するものではないと考えます。このため、そのような報酬制度は採用しておりません。工作機械業界の特性を踏まえた上で、企業の中長期的な企業価値向上に資する適切な経営陣の報酬制度について、引き続き今後検討をしていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 いわゆる政策保有株式

保有方針:当社は取引先との関係を維持し、取引が長期にわたり円滑に行われることを目的として、事業会社の株式を保有しております。本方針に従い毎年保有株式の評価を行い、その結果を取締役に報告しております。

議決権行使基準:中長期的な観点から当社の保有方針に反する恐れがある議案が提出される場合には、その議案について事前の説明を求め、議案が中長期的に当社及び対象会社に及ぼすメリット・デメリットを勘案して判断します。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会規則に基づき当社取締役会の承認を得るとともに、取引実施後、その結果を取締役に報告することとしております。

原則3-1(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

【経営理念】

当社は、創業以来一貫して工作機械の専門メーカーであり、基幹産業としての自負を持って歩んできました。そして、長年にわたって工作機械の真髄を「クオリティ・ファースト」と位置づけ、下記のとおり経営理念に掲げております。

「信頼こそ企業の存立基盤です。マキノは、使う人、売る人、造る人、みんなが信頼し合えることを願い、すべての製品とサービス、自らの組織と社員のある方において『クオリティ・ファースト』を追求します。」

【経営戦略】

工作機械産業の戦略の要諦は、短期間に变化する事業環境に適切に対応することにあります。また一方で、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業の顧客を対象としており、戦略によって経営の成果が大きく変わります。

その中において、以下の点を基本方針としております。

- ・市場が求める高品位・高精度な工作機械をいち早く投入できるよう開発体制を強化する。
 - ・安定して高品位・高品質な工作機械を製造する環境を実現しつつ、需要の変化と増減に柔軟に対応できる効率的な生産体制を確立する。
 - ・工作機械のユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、海外のグループ各社と有機的に連携し、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図る。
- これらについて積極的な投資を継続することにより、厳しい環境下にあっても収益を確保しうる強固な企業体質の確立を目指しております。

【経営計画】

工作機械産業は需要の上下変動により業績が大きく左右されるため、中期計画は常に見直す体制となっています。また、変化に柔軟に対応することを経営の優先事項としており、収益力や資本効率等に関する数値目標を公表し、その達成を目的とする方式は採用しておりません。

よって、毎期末の決算短信における翌期の連結業績予想の開示に留めております。

原則3-1(2) ガバナンス基本方針

本報告書の『コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報』に記載しております。

原則3-1(3) 経営陣幹部等の報酬決定方針と手続

当社の役員報酬額の算出は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程及び監査役報酬規程にもとづいております。取締役の報酬は取締役報酬規程にもとづき、取締役会において報酬額を決定しております。報酬の内容は各取締役の職責に応じた固定報酬と、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬で構成しており、賞与はありません。監査役の報酬は監査役報酬規程にもとづき、監査役会において報酬額を決定しております。報酬の内容は監査役の職責に応じた固定報酬で構成しており、業績報酬ならびに賞与はありません。

原則3-1(4) 経営陣幹部と候補指名の方針と手続

委託する職務の適性を有し、且つ、人格、経験及び能力に秀でた人物を選任する方針であり、人事部門が作成した候補者リストを基に代表取締役が候補者案を作成し、取締役会で承認しております。

原則3-1(5) 個々の役員の選任理由

社外役員の選任については選任理由を株主総会参考書類に記載しております。また、すべての役員候補者について略歴を記載し、株主の皆様が選任を判断するために必要な情報を提供しております。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化

当社は取締役会で代表者及び業務担当を定めており、有価証券報告書に記載しております。また、取締役会規則及び稟議規程で承認すべき内容及び範囲の枠組みを規定しております。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

現在2名の社外取締役があり、期待される役割を果たしていただいておりますが、有能で相応しい候補者がいれば、増員することも選択肢の一つとして検討したいと考えております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役及び社外監査役は、前職における勤務経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監督または監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できることを判断し、選任する方針です。また、社外取締役を選任することにより、経営に関する様々な知見を幅広く取り入れるとともに、取締役会の役割がより万全なものになると考えております。

独立役員の選定に当たっては、上記の役割を担っていただける資質を有し、且つ東京証券取引所の定める基準を満たしている方をお願いいたします。

補充原則4-11-1 取締役選任方針・手続

取締役候補者は、人事部門が作成する候補者リストを基に代表取締役が候補者案を作成し、取締役会で承認しております。候補者の選定にあたっては、委託する職務の適性を有し、且つ、人格、経験及び能力に秀でた人物を選任する方針であり、さらに、当社事業活動の特性を踏まえた取締役会全体の知識、経験、能力のバランス及び多様性、取締役会の規模、機動性及び継続性を考慮しております。

補充原則4-11-2 役員の兼職状況

株主総会参考書類に記載するほか、有価証券報告書に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析評価と概要

当社は取締役会の実効性の向上を課題の一つと認識し、取締役会参加者にアンケートを実施しその評価結果を活用するなど、常に検討を行っております。

次のことから当社取締役会は実効的であると判断していますが、今後さらなる実効性の向上に努めていきたいと考えております。

・月次の定例報告、定例的な決議事項のほか、事業計画や投資など、リスクのある課題について、つど検討・承認を行っていること。また、社外取締役及び監査役も適宜発言を行っていること

・社外取締役及び監査役から、取締役会の活動について一定の評価を頂いていること

補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針

役員としての職責を果たしていくことそれ自体に加え、経営課題を解決するために行う日常の役員相互の対話や、取締役会での討議がトレーニングになると考えております。また、個々の役員が担う役割の必要に応じて自らの判断でセミナー等に出席し、その費用は会社が負担しております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話については、代表取締役及びIR部門を管轄する取締役が経営陣として統括しております。

代表取締役及びIR部門を管轄する取締役は、合理的な範囲内で投資家との対話に応じるものとします。

当社はIR部門を設置し、投資家との対話促進のために、関連部門と連携して、株主総会、決算説明会、IR面談を開催するほか、IR部門による個別電話ミーティング、問合せ等に応じるものとします。

投資家との対話で把握した意見等の情報は、今後の判断にあたっての参考とするべく、適宜経営層に報告するものとします。

当社が対話に際して提示する情報は、インサイダー情報に該当しないよう事前に確認し、投資家との対話にあたっては、その範囲内で発言するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,918,000	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,652,000	5.34
公益財団法人工作機械技術振興財団	4,469,603	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,125,000	3.31
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,406,257	1.93

牧野 二郎	2,394,844	1.92
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,180,237	1.75
CACEIS BANK S.A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT	2,119,000	1.70
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	1,956,000	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,920,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 裕	学者											
吉留 真	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井 英次	○	独立役員として指定する社外監査役の福井英次氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行(以下「同行」という。)の出身ですが、同行を2004年に退職してから相当の期間が経過しております。当社は、同行より借入を行っておりますが、その額はおおむね80億円から140億円の範囲内で推移しております。同行は当社の株主ですが、保有比率は2%未満となっております。	福井英次氏は、金融機関等に長年にわたり勤務し、金融及び経営に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役として2016年開催の当社定時株主総会で再任をお願いし、株主の皆様のご承認を得て引き続き就任いただいております。同氏は左記のとおり、当社の取引銀行を退職してから相当の期間が経過していること、当社の取引銀行は複数あるため同行のみに依存していないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。
中島 次郎	○	独立役員として指定する社外監査役の中島次郎氏は、当社の会計監査人である仰星監査法人(以下「同監査法人」という。)の出身ですが、2008年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、2011年6月に同監査法人を退職しております。同監査法人に対する会計監査人の報酬等の額は、おおむね40百万円程度で推移しております。同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありません。	同氏は、同監査法人での勤務経験から、会計に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏は、当社の会計監査人である同監査法人に在籍しておりましたが、2008年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、2011年6月に当該監査法人を退職しております。また、同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じる恐れなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断しております。当社は、同氏の会計に関する豊富な知識と経験を、独立した立場から当社の監査体制に活かしていただくため、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

報酬の一部について、業績と連動している。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法等の法令の定めに従い、事業報告及び有価証券報告書に報酬等の額を記載しております。役員ごとの連結報酬額等の総額等は、1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬額の算出は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程及び監査役報酬規程にもとづいております。取締役の報酬は取締役報酬規程にもとづき、各取締役の職責に応じた固定報酬と、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬から構成されており、取締役会において報酬額を決定しております。賞与はありません。監査役の報酬は監査役報酬規程にもとづき、監査役の職責に応じた固定報酬から構成されており、監査役会において報酬額を決定しております。業績報酬ならびに賞与はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達、要望事項への対応その他社外取締役への補佐は、管理部門が分担して行います。常勤監査役は社外非常勤監査役に対して、監査及び会社関係の情報の共有化に常に務めています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

その他の事項	更新
--------	----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会を設置しており、取締役会は、現在取締役7名で構成しております。取締役は毎月及び必要に応じて随時取締役会を開催し、法令及び定款の定めによるほか、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の選定した代表取締役は会社を代表し、業務執行を行っております。代表権を有しない、社外取締役以外の各取締役は、担当する職務を分担し、執行しております。また、監査役及び監査役会を設置しており、監査役会は監査役3名(うち常勤監査役2名)で構成しております。監査役は毎月及び必要に応じて随時監査役会を開催し、法令に定められた内容の他、監査役の活動に必要な審議決定、経営改善のためのアドバイス等の措置を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査しております。なお、監査役監査にあたっては、社外監査役2名(うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。)を含む監査役3名が、取締役会への出席、当社及びグループ子会社の社員との意見交換、会計監査人との定期的な会合等、関係者と相互に連携して十分な情報を収集し、法令等に従って行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、年度により収益の変動が極めて大きい業界にあって、迅速な意思決定を行い環境の変化に素早く対応するとともに、健全な経営判断が行われることを確保するため、上記の体制を整備しています。

社外取締役ならびに社外監査役は、他社における勤務経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監督または監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できることを判断し、選任する方針です。また、社外取締役を選任することにより、経営に関する様々な知見を幅広く取り入れるとともに、取締役会の役割がより万全なものになるものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年集中日を回避した株主総会日を設定するようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又はスマートフォンから、電磁的方法により議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳し、東京証券取引所および議決権行使プラットフォーム指定の場所に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、決算説明を実施(うち中間・期末は代表者自身による説明有り)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにて、ニュースリリース、決算関係資料、その他適時開示資料を掲載しております。 URLは次の通りです。 http://www.makino.co.jp/jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部業務部IR課	
その他	アナリスト・機関投資家に個別面談を実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	厚木事業所及び富士勝山事業所においてISO14001の認証を取得し、環境保全活動を行っています。
その他	安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを基本としている旨、決算短信と有価証券報告書に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本方針

当社の内部統制システムは、リスク管理を基本とし、(1)当社の業務の適正を確保する体制について、(2)子会社の管理について、(3)監査役の監査に関する体制について定めております。

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常リスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」、「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期、不定期の研修等を通じて周知、教育することにより、法令、規則、その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として、「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

(2) 子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

イ. 当社と同様のリスクの管理を行うこと

ロ. 職務の執行、リスクの状況等について、当社に適宜報告すること

ハ. 重大な事項がある場合は、当社に事前に報告し協議すること

また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

(3) 監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行いまたは会合を開催する。

イ. 監査役の要請があった場合

ロ. 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合

上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁止する。

監査役が補助人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるよう人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その補助人の処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求があった場合、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

2. 整備状況について

現在当社では、通常リスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクを取締役会で検討、判断し、対応しております。また、上記の各種社内規程を定め、入社時の研修等を通じて周知し、規程に従い業務活動の記録を作成、保管しております。子会社に対しては、同様のリスク管理を行い、適宜当社に報告するよう求めるとともに、当社社員等を派遣し、経営に参加させております。監査役に対しては、取締役会等において、必要な報告を行っております。

また当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して整備及び運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、その不当な要求には断固として応じないことを基本としております。

平素より、反社会的行為や非道徳的行為に関係することのないよう関係部門と連携し、情報収集はもとより適切な対応を図っております。また、事案の発生時には、関係部門間の情報共有をはじめ、警察その他関係行政機関や弁護士及び外部専門家と緊密に連絡を取り、組織として速やかに対処できる体制を構築してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次の通りです。

重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、社長を経由して情報取扱責任者において、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、速やかに情報取扱担当を通して適時開示を行います。

また同時に、当該情報の関係部門に対して情報管理の指示を行っております。

